

教義指第638号
令和2年10月30日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

市町村立小中学校・義務教育学校版 通常登校におけるガイドライン
(新型コロナウイルス感染防止対策) ~Ver. 3~の送付について

新型コロナウイルス感染症防止のため、適切な御対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和2年9月1日に送付した「市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開・通常登校におけるガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策) ~Ver. 2~」を改訂しましたので、「市町村立小中学校・義務教育学校版通常登校におけるガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策) ~Ver. 3~」を送付します。

市町村教育委員会におかれましては、改訂した本ガイドラインを踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

なお、主な改訂箇所は別紙のとおりとなります。

【今回送付するもの】

- ・「市町村立小中学校・義務教育学校版 通常登校におけるガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策) ~Ver. 3~
- ・「市町村立小中学校・義務教育学校版 通常登校におけるガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策) ~Ver. 3~ (赤字版) 【別紙】

【その他】

- ・公立幼稚園に関しても、本ガイドラインを踏まえ、感染防止対策等について適切な対応をお願いいたします。

【小中学校人事課の事務に係ること】
担当 小中学校人事課人事・学事担当
電話 048-830-6937

【義務教育指導課の事務に係ること】
担当 義務教育指導課教育指導担当
電話 048-830-6778

【生涯学習推進課の事務に係ること】

担当 生涯学習推進課地域連携担当

電話 048-830-6979

【人権教育課の事務に係ること】

担当 人権教育課人権教育担当

電話 048-830-6892

【保健体育課の事務に係ること】

担当 保健体育課学校体育担当

電話 048-830-6947

【生徒指導課の事務に係ること】

担当 生徒指導課生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電話 048-830-6908